

# 厚生常任委員会

平成30年2月16日午前9時から第1会議室で開かれた。

## 1. 出席委員

◎小林 誠	○平川 理恵	中川 靖広
濱 眞理子	奥村 容子	
伴 議 長		

## 2. 理事者出席者

町 長	中西 和夫	副 町 長	乾 善亮
総 務 部 長	面卷 昭男	健康福祉部長	黒崎 益範
健康福祉部次長	加藤 恵三	福祉子ども課長補佐	上埜 幸弘
長寿福祉課長補佐	羽根田久枝	同 課 長 補 佐	東浦 寿也
長寿福祉課係長	明石 将樹	健康対策課長	北 典子
同 課 長 補 佐	徳田 貴世	生活環境部長	植村 俊彦
国保医療課長補佐	田口 昌孝	国保医療課係長	富井 千晶
環境対策課長	栗本 公生	同 課 主 査	谷川 慎志
住 民 課 長	浦野 歩美		

## 3. 会議の書記

議会事務局長	真弓 啓	同 局 長 補 佐	大塚 美季
--------	------	-----------	-------

## 4. 審査事項

別紙のとおり

開会（午前9時00分）

署名委員 平川委員、中川委員

委員長

おはようございます。

全委員出席されておりますので、ただいまより厚生常任委員会を開会し、本日の会議を開きます。

初めに、町長のご挨拶をお受けいたします。 中西町長。

町長

（町長挨拶）

委員長

それでは最初に、本委員会の会議録署名委員を私のほうから指名いたします。

会議録署名委員に、中川委員、平川委員のお2人を指名いたします。お2人には、よろしく願いいたします。

本日予定しております審査案件は、お手元に配布しておりますとおりでございます。

初めに、1. 継続審査を議題といたします。

（1）環境保全及びごみ減量化・資源化の推進に関することについて、理事者の報告を求めます。 栗本環境対策課長。

環境対策  
課長

それでは、継続審査であります環境保全及びごみ減量化・資源化の推進に関することにつきまして、ご説明をさせていただきます。

今委員会におきましては、可燃ごみなどの処理を委託をしております民間業者の処理施設が所在いたします三重県伊賀市より、一般廃棄物搬入に当たり、当町に対して指摘がございましたので、その概要と対応について、ご報告をさせていただきます。

廃棄物の処理及び清掃に関する法律では、一般廃棄物を当該市町村以外の場所で処分する場合、処分する先の市町村に対し、処分する廃棄物の種類、量、処分の方法などを通知しなければならないと規定されているところではありますが、三重県伊賀市では、独自の規定として、伊賀市

環境保全負担金条例が制定されているところであります。

その条例の主な内容といたしましては、一般廃棄物の区域外からの搬入に対して、搬入量1トンにつき1,000円の環境保全負担金を一般廃棄物を搬入する市町村から徴収するとともに、搬入に際しては事前協議を行い、搬入の承認に必要な審査を行うため審査会を設置することなどが規定されているところであります。この条例に基づきまして、当町の一般廃棄物につきましても、毎年、搬入についての事前協議及び審査会の審査を受審し、搬入量等について協定書を締結の上、搬入をしているところであります。

伊賀市環境保全負担金条例では、一般廃棄物搬入の承認条件として、一般廃棄物をみずからの区域内で処理できない相当の理由が認められる場合と定められており、当町におきましても、そのことを受け、事前協議の搬入理由書には、老朽化により、当町の処理施設を廃止し、県内市町村と広域処理に向けての調整を進める間、民間業者にその処理を委託するといった文言を記載してきたところであります。その間、県内では、平成24年8月にやまと広域環境衛生事務組合、平成28年4月には山辺・県北西部広域環境衛生組合、さくら広域環境衛生組合など、相次いでごみ処理の広域化に向けて一部事務組合が設立されましたが、結果、当町は参画できず、その後、県内では表立って広域処理に向けた協議もないことから、平成28年分の事前協議の際の搬入理由書では、初めて広域処理に関連した文言を削除し、ゼロ・ウェイストが達成するまでの間、伊賀市に搬入したい旨の文言に修正をしたところであります。平成29年度分の事前協議においても同様の理由書を提出をいたしましたところ、有識者で構成する伊賀市一般廃棄物搬入審査会において、廃棄物処理には自区内処理の原則がある中、自区内処理を目指さない内容で搬入を認めれば恒常的な搬入を容認することになるのではとの意見が出され、最終的には、伊賀市への搬入は自区内での処理体制が整うまでの一時的な措置として認めるもので、平成30年度以降も伊賀市に搬入を希望する場合は、自区内処理に関する計画を示すことといった内容の意見書が当町に出されたところであります。

その意見を受け、内部で検討いたしました結果、町内に新たな処理施設建設は非常に難しく、ごみを燃やさない、埋め立てないまちづくりを目指しながら、より安定的な処理を推進するため、県内で進められている広域処理への参画を模索すべきとの結論になり、平成30年度搬入の事前協議において、最近設立された一部事務組合の中で距離的にも最も近い山辺・県北西部広域環境衛生組合への加入について打診していく旨の自区内処理の計画を示したところであります。実際、本年1月には、事務担当者レベルではありますが、山辺・県北西部広域環境衛生組合事務局を訪問し、予算内容などの勉強もさせていただいたところであります。

山辺・県北西部広域環境衛生組合は、10市町村で構成され、設立から2年近くが経過しているなど、当町が新たに参画させていただくにはかなりハードルは高く、また、難しい課題、問題もございますが、各方面にもご相談を申しあげながら進めてまいりたいと考えているところであります。今後、何らかの進展等がございましたら、当委員会にもご報告、ご相談申しあげてまいりますので、よろしくお願いいたしまして、継続審査であります環境保全及びごみ減量化・資源化の推進に関することにつきましてのご説明とさせていただきます。以上です。

委員長 報告が終わりましたので、質疑、ご意見があれば、お受けをいたします。 中川委員。

中川委員 法律で自区内で処理するのが原則やいうことがある中で、今、北部のその事務組合が設立されて2年、何でその2年前に参画していないのか。今、町長変わられて、今の中西町長の考え方とは違うと思いますねんけど、なぜ当町としてそのときに参画に努力していないのか、教えていただけますか。

環境対策課長 自区内処理の原則というのは、法律で決められているものではなく、社会的合意として存在をするものでございます。その辺、ご理解をお願い

いたします。

なぜ当町は参画をしなかったのかというところでございますけれども、この天理市との一部事務組合の話、平成27年の4月に、奈良県を介して、広域化を進めるので協議の場に参加しないかと、参画しないかというお話があったんですけども、もうそのときにはもう既に、三重県伊賀市に搬入をしてから、可燃ごみをですね、搬入してから3年近くたっていると。そして、委託処理の、金額的なですね、効果も出ているというところからですね、民間委託を継続するというところで結論になったというところでもあります。

中川委員 自区内処理が原則っていうのか、そういう考え方の中で、わざわざむこうからね、声かけてもらっていて、伊賀市さんが言わはるように、その努力もせんと、自区内処理をするという努力もせんと、もう伊賀市に搬入するということはおかしいっていう意見はもつともやと思いますしね、その2年前にそういうお話があったら、そっちにすぐに切りかえるべきやったんかな。そういう声かけがあったということも、この議会でも多分、説明もなかったと思うねんけどね。もうその民間、民間で進んでいたから、それも民間企業が何らかの形で受け入れできなかって、また受け入れできる民間企業ありますよっていう、ずっとそういう、もう民間に頼った説明でずっと進んできていたから、その一部事務組合から声がかかっているっていうのは全然知らんままでこの委員会も来ているし、何で今さらこういう話になってきたんかなっていう、もう率直、何か、町は町だけで何か、委員会には、内緒いうたらおかしいけど、何か町独自の進め方しててんなってというような見方になってしまうねんけどね。

環境対策課長 民間委託に移行するという事は、平成22年の12月議会で、老朽化に伴って衛生処理場はあと何年ももたないということなので、丸30年か経過する平成24年3月で衛生処理場を廃止して、以後、民間処理に移行するというご説明は申しあげていましたので、県を介して天理市

さんとのお話があったときも、一応その民間委託に移行するという話をしていましたので、効果もですね、一定の効果も確認、自己で処理施設を持つよりも民間委託のほうが安いという実績も出ていましたので、このままの方向性で行くという結論になったところであります。

中川委員 その2年前のことをとやかく、しつこくは言いませんけどね、普通はそういうお話があったら、費用対効果も考えて、どちらが安つくのかとかいうような、こういうお話出ていますのでそっちのほうも検討してみますとかいうのをこの委員会に説明すべきやったと思うし、逆に、今、伊賀市さんがそない言うているところへ向けて。ほかにはないのかな、うちが、今、入れるような事務組合。今から入って行けそうなどころはないのかな。

環境対策課長 まだ広域に向けての協議をされているという段階ではないんですけども、ごみ処理のあり方についての勉強会を開催されている市町村がございまして、今、天理市さんとの話は別にですね、担当者としても、そちらで勉強させていただくのが、いろいろ情報も入ることなので、そちらの勉強会には入らせていただこうというふうに考えているところであります。

中川委員 その勉強会というのはどんな市町村で設立、設立やないけど、勉強会されているの。

環境対策課長 大和郡山市さん、生駒市さん、平群町、そして最近、奈良市も加わったと聞いているんですけども、平成28年の4月に事務レベルの、事務担当者レベルの勉強会を立ち上げたというふうに聞いております。

中川委員 その生駒市さん、平群町、郡山市、その、今、勉強会立ち上げはったところへ、うちは同じ立場で勉強会に参加できるということでええのかな。

環境対策課長 実は、来週ですね、大和郡山市さんが一応窓口になっておられますので、これまでのどういった進め方をされてきたのか、そして当町が勉強会に参画するにはどうすればいいのかを聞くということで、訪問するように、アポはとっているところであります。

中川委員 伊賀市さんもそういう考え方で、そういう指摘をしてきておられるんですから、できたらその中へ入れるように努力はしていただきたいと、そう思いますので、よろしくをお願いします。

委員長 平川委員。

平川委員 今ちょっと口頭では説明はいただいたんですけども、以前の、広域化処理を目指すのでっていうふうに伊賀市に説明していたその理由書と、広域処理を目指すという文言を外したその理由書、そして、伊賀市からのその意見書ですか、それをちょっと委員会のほうに資料としていただきたいんですけど。

委員長 28年に提出したのと、29年に提出して、伊賀市からの返答の、答申受けた資料、3点、提出していただけますか。

今、どれぐらいかかりますか。

暫時休憩いたします。

( 午前9時14分 休憩 )

( 午前9時23分 再開 )

委員長 それでは、再開をいたします。

質疑、ご意見がある方は、挙手にてお願いいたします。どなたかおられませんか。 平川委員。

平川委員　　まず1点、当初からこの26年12月の事前協議書と同じような内容で、一時的な措置ということで伊賀市のほうに提出してきたのかどうか、これまでのその経緯を、ちょっとお願いできますか。

委員長　　栗本環境対策課長。

環境対策課長　　先ほども申しましたように、伊賀市の環境保全負担金条例では、一般廃棄物の搬入承認の条件として、自らの区域内で処理できない相当の理由がある場合というふうに定められておりますので、老朽化により当町の処理施設は廃止すると。広域化に向けて検討する間、搬入を許可していただきたいという文言でずっときたところであります。

平川委員　　26年の12月とこの27年12月の内容が変わっているというのは、それはもう、斑鳩町として広域化処理をもうしないという判断をしたということで内容が変わっているんですか。

環境対策課長　　もう既に山辺・県北西部環境衛生事務組合の設立が、28年の4月に設立するということがもうこの事前協議を出す段階で決まっておりますので、また、三重県伊賀市さんでもそういったネットワークは持っておられますので、設立されることももう既にご承知でありますので、それ以外、表立った広域化への動きが県内でなかったことからですね、広域化に向けた取り組みを進めるという文言が記載できずにですね、ゼロ・ウェイストを目指すという文言に修正をしたところであります。

平川委員　　それまでの間、広域化処理を目指すという内容を記入されていたけれども、中川委員もちょっと質問されていましたが、実態として、協議は進めておられたんでしょうか。

環境対策課長　　27年の4月に、県を介して、天理市さんでそういう一組、一部事務組合の設立に向けた動きがあるので参画しないかという声かけをいた



だいたんですけども、一度もその協議の場にはついてはおりません。

平川委員　　そうすると、ちょっと伊賀市のほうに対して虚偽の説明をしていたっ  
ていうふうに受けとめてしまうんですけれども、そのあたりはいかがな  
んでしょうか。

環境対策  
課長　　委託処理のほうがですね、非常に地区内で処理をするよりも安価でお  
さまっていたということもあってですね、なかなかそのときの判断でで  
すね、協議の場につくということがなかったんだろーと思いますけど  
も、担当者としてはですね、いろいろな選択肢をもってより安定的な処  
理を目指すべきであろうというふうに考えることは考えておったんで  
すけども、そのときの判断で協議の場にはつかなかったということで、  
文言だけはやっぱり残しておきたかったというところで残していたと。

委員長　　中川委員。

中川委員　　その協議の場に、課長、参画していないのに、向こうのほうで安価で  
処理できるというのは、何でですねんやろ。

環境対策  
課長　　斑鳩町の衛生処理場を運営していたときよりもですね、民間委託のほ  
うが安かったのが、当然、一部事務組合とはいえですね、自分のところ  
で施設を持つのと一緒ですから、そういう比較をしたときに、やっぱり  
安いであろうっていう、そのときの判断です。

中川委員　　それ、参画をして、何ていうねやろ、かなり費用が高くつくから、や  
っぱり今のまま三重、伊賀市でお世話になっておこうと。ゼロ・ウェイ  
ストを目指しながらでも自区内で処理できる方法も考えながらって  
いうのやったらわかるねんけど、参画することも全然、初めから否定して  
おいて、向こうのほうで安くなって決めつけるのはどうかなと思うねんけ  
どね。一部事務組合といえ、自分らで焼却場持つねんから高くつくやろ

うっていう考え方もわからんでもないけど、そこでやっぱり参画する努力はしておいたほうがよかったん違うかなっていうふうに思いますねんけど。

まあ、置いておきます。どうぞ。

委員長 平川委員。

平川委員 判断は担当課レベルで決めることでなくって、恐らく上の方がそういうふうに進めていくことに従ってこういう文書を書かれたっていうのは、それはもう十分承知はしているんですけども、やはり伊賀市に対して、実際に広域化処理の協議もしていないのに、広域化処理を進めているので一時的な処分をお願いしますっていうのは、やっぱり伊賀市に対しても真摯な姿勢ではないっていうふうには感じざるを得ないと思うんですけども、やはりこの文書につきましては、当然、上の方もご存じで、そういうふうに記載するっていうところももちろん承知の上っていうふうに理解してよろしいですか。

委員長 乾副町長。

副町長 私も当時、この決裁をしております。ですから、当然、業者委託をしていくという方向性は出ておったわけでございますので、この山辺広域のお話もあったときも、当然、担当者、課長、先ほど言いましたように、担当者としては、この話に乗るべきという意見もございました。その中で、町の最終的な判断として、ゼロ・ウェイストを目指すということもありましたし、業者委託するほうがやはり広域に参加するよりも費用的には安いという判断もあったと思いますので、そのときにはそのときのその判断でさせていただいたということでございます。

そのときに、広域のお話あったときに、断ったときに、断るということについて、議会のほうにご相談していなかったということは、これはもう申しわけなかったというふうに思っております。

委員長

濱委員。

濱委員

伊賀市さんにこの書類をね、事前協議書っていうのを出されていますけども、文書だけのことなんでしょうかね。向こうの方とお話とか、何かこちらの事情をお話とか、そういう機会があったのかなということと、斑鳩町が進めておられる、もうこの歴史あるごみのいろいろなことについてっていうのはね、やっぱりすごい、今は理解されにくい部分っていうのもあるとは思いますが、やっぱりいいことを目指して頑張っているっていうことで、本来ならばゼロ・ウェイストを進めていく上でも、自分のところで焼却炉がまだ使える状況にあるときに並行していけばこういう問題っていうのはなかったんでしょうけども、たまたま老朽化して取り潰さなければならない状況っていうのが重なったがために、こうやって区域外の業者に任せるとい、そこが一番の弱点だったところが、今、一番問題化されているけど、やっぱりここで乗り越えていかなくてはならないけれども、目指すものはゼロ・ウェイストのそののところっていう大きな目標を達成、どんどんと率が高くなっていけば、可燃ごみっていうのをどこでどう処理をするかっていうこととは、問題とは別にね、やっぱりその量が減っていくっていうことはすごく大事なことなので、ちょっと安易でなく、将来のことを見据えた方向っていうものを考えていかなければならないと思っております。

伊賀市さんとの協議とかは、どうでしょう。

委員長

栗本環境対策課長。

環境対策  
課長

伊賀市との搬入決定までの流れなんですけれども、通常、4月から搬入を希望する場合、事前協議の申し込みは、その年の1月15日までが事前協議の期日というふうになっております。その際にはですね、資料でもお配りしておりますように、廃棄物の種類、量、処理業者名、処理の方法、搬入経路などを示し、搬入理由書を添えて提出することになり

ます。そして、1月下旬から2月上旬に、地元区長、処理施設が所在します地元の区長や役員、伊賀市の担当者を交えてヒアリングが行われます。そして、搬入の理由、搬入量削減の対策、自区内処理の計画状況など聞き取りが行われ、それをもとに搬入審査会が行われると、そこで搬入の可否が決定されるというふうな流れになっているところでありま

濱委員

ということは、ヒアリングとかも行ってってということは、先ほど言われていましたように、広域とか自区内で、自家県内でのところに努力がなかったって判断ってというのがやっぱり一番のネックというところですか。

環境対策  
課長

実際、私、毎年、地元区長とのヒアリングに参加をさせていただいております。具体的にですね、その際は、自区内処理の計画状況などを聞かれたことはございません。ただ、書類の中で必ずそういうのを明記しているので聞かれなかったんだらうと。それが、28年のときもそれほど聞かれなかったんですけど、29年の申請の際にですね、そのときに、ひよっとすれば地元区長さんが抜けているのを気がつかれたのかどうか分かりませんが、ゼロ・ウェイストの考え方についてかなりしつこく質問されて、理解をいただくように説明はさせていただいたつもりなんですけれども、結果、理解が得られずですね、意見書が出されたということは、担当者として非常に力不足であったのかなというふうに反省はしているところでもあります。

委員長

奥村委員。

奥村委員

先ほど課長の説明の中で、平成30年の計画を示す、町として計画を示して、伊賀市に計画を示して、一時的な措置として認めるっていうようなご説明をされておられましたけども、これは、伊賀市のほうから一方的に打ち切られるとか、そういう心配はないんでしょうか。

また。広域に参加する上でハードルも高いっていうご説明もありましたけども、どういうハードルが高いのか、教えていただきたいと思えます。

環境対策  
課長

まず、伊賀市から搬入を拒否されることはないのかということでございます。先ほども何度も申しあげております搬入承認の条件としては、自らの区域内で処理できない相当の理由が認められた場合のみ搬入を承認されるもので、相当の理由がない場合は、承認されない可能性が、もちろん、ございます。当町はですね、既に処理施設を廃止をしていることもございますので、直ちにですね、承認が取り消されるということはないというふうには考えてはおりますけれども、今後ですね、町内あるいは県内での地区内処理へのですね、動きがないというふうに伊賀市のほうで判断されれば、承認を取り消される可能性はゼロではないというふうに考えているところであります。

一方ですね、山辺・県北西部の一部事務組合の加入について、高いハードル、あるいは難しい課題、問題があるという説明を、私、させていただきました。どういったことでそういった表現になったのかということでございます。既にですね、山辺・県北西部広域環境衛生組合は、天理市を中心に10市町村で平成28年4月に設立されておりますので、もう間もなく丸2年が経過しようとしている一部事務組合であります。委員もご承知のように、その組合にですね、加入させていただく場合、規約の改正、一部事務組合の規約の改正が必要になります。その改正はですね、各構成市町村の議会の同意が必要となります。この10市町村のうちですね、どこが1つの市町村の議会です、中途加入に不同意であった場合、斑鳩町は入れないということになります。また、2年間ですね、既に負担金を各構成市町村が支払っておられます。当町が加入する場合、これまでの負担金をどうするのかといった課題も残されております。さらにですね、現在、施設建設に向けて地元と交渉されているさなかではないかというふうに思料しておりますけれども、その交渉の中でですね、1つの自治体が新たに加わるという話が地元とできるのかど

うか、ここが非常にですね、難しい問題ではないかなというふうに担当者としては考えておりました、そういったことから、高いハードル、難しい課題、問題といった表現をさせていただいたところであります。

委員長 中川委員。

中川委員 この伊賀市さんから来た意見書の最後につづられてある、この次回継続搬入事前協議書提出までに自区内処理に関する計画を審査会に示してくださいってということやねんけど、この計画は、もう示してあるの。

環境対策課長 本年1月12日付で、事前協議書より前に、山辺・県北西部環境衛生事務組合に加入を目指します、それまでの間、搬入を認めていただきたい旨の文書を公文書で出しているところであります。

中川委員 その一部事務組合に加入をさせてもらう努力はずっと続けているということ。

環境対策課長 今から努力をさせていただくということで、本年1月に、事務担当者レベルでありますけども、一部事務組合の事務局を訪ねまして、事務局長さんとも面談をさせていただいているところで、これから本格的に進むということでご理解をいただけたらと思います。

中川委員 そこでもう向こうにぼんと無理ですって言われるような結果が出た場合は、今後また新たな計画を提出しやんないうことでええのかな。

環境対策課長 そういったことで、いろいろな選択肢を持つためにですね、先ほど説明いたしました大和郡山市さんを中心とされた勉強会にも加入をさせていただいて、万一、天理市さんを中心とする組合がですね、どうしても参画できないとなれば、その勉強会の中でですね、またそういった広域に向けて模索をしていきたい、その計画を出していこうというふうに

考えております。

委員長 平川委員。

平川委員 ということは、この搬入事前協議書、自区内処理に関する計画を審査会に示してくださいってということが平成29年2月に意見書として出されたけれども、その後として本当に自区内処理に向けた協議を進めたのはことしの1月、それまではもうこの意見書がありながら何の対応もしてこなかったって、こられていなかったということの理解でいいんですか。

環境対策課長 何も対応をしてこなかったわけではなくてですね、いろいろな、さまざまな面で、もう一度担当者として検討いたしました。しかしながらですね、町単独で処理施設建設するにはですね、先ほど休憩中にもございましたように、人口5万人以上でなければ国の交付金の対象にならずですね、非常に難しい、事実上そういうのは不可能であろうということですね、伊賀市さんへの対応としてですね、伊賀市さんに搬入する量を削減する方法はないのか、ほかに持って行くところはないのかと、いろいろ、さまざまな方法で検討もさせていただいたんですけども、やはり、最終的に中西町長に懸案事項であるということをご報告を申しあげたところですね、やっぱり広域化に向けて、広域化を含めてですね、より安定的な処理の方法を検討する必要があるだろうということ、そういう指示がございましたので、広域化に向けた検討をさせていただいたということでございます。

平川委員 今回、町長もかわられたので、路線変更ができたから解決に向けて進んでいくこともできたのかなと思うんですけども、当時、そういう事態が生じるってということは、当然前の町長もしくはその上層部の方々も承知されていたことじゃないかなと思うんですけども、課長が答えるのは難しいかなと思うんですけど、そのあたりは、いかがなんですか。

委員長 乾副町長。

副町長 最終的には、いろいろ議論した中では、町の最終的な判断ということでございますので、そういうことが懸念されるということもあったかもわかりませんが、そのときの判断ということでご理解いただきたいと思います。

委員長 濱委員。

濱委員 今、説明のありました、ことしの1月12日に事前協議書の前に出されたっていうその内容がね、広域の山辺・県北西部ですか、加入を目指しますっていうことを伊賀市のほうに提出されたということですけど、これはね、今まで私たちが聞いてきた町の方角っていうところからは全然違った方向に行くことになりますけども、そのことを、今、この場所で初めておっしゃるといのは、ちょっと問題かなと思うんですけども。伊賀市から、通知っていうか、意見書が来たのが、もう随分、1年ほど前っていうことだったら、その段階でしっかりとこのことを委員会なり報告していただいて、じゃあどうするんだっていうことで、じゃあ加入を目指すっていうふうにしましょうという方向が決まればですけども、もう既に伊賀市のほうに目指しますって言ってしまったんだったら、それは前に出した、調整していますっていうのと同じように、ほんまなんかっていうようなことになるの違いますか。どうですか。

副町長 今、濱委員おっしゃっていただきましたとおりでございまして、当然そのときに報告なりご相談なりすべきだったと思いますけれども、町の方針としてはもう業者委託というふうにかじを切っておりましたし、ゼロ・ウェイストっていうことで目指しておりましたので、最終的には町の判断ということになりますけれども、議会に相談させていただけなかったっていうことは、申しわけなかったというふうに思っております。



委員長 伴議長。

議長 もうこれ、大体、今、話聞かせてもうて、全然私らもきょう初めて聞くような格好で、正直に、副町長、ちょっと答えてほしいですねんけど、こういう流れになってきたときに、町の判断とおっしゃられていますけど、職員さん、これでほんまにええと思てはりましてんやろか。これ、実際のところは、トップに立つ方がもうこれで行こうと言われたから、こんなことになってきたん違いますの。これ、正直なところ、教えておくんはなれ。町の判断というより。その辺、聞きたいですねん。町の判断だけでよろしいんですか。責任ありませ。

副町長 これにつきましてはね、当然、担当者もいろいろ意見を言う中で、議論をさせていただいたんですけれども、最終的には政治的な判断ということになろうかというように思います。

委員長 政治的な判断でもかまいませんけど、平成29年の2月の27日にこのような通知をいただいているということですので、3月議会でも早急に、本当に、相談なり、いろいろな議会からのご相談をいただいて、その意見を踏まえての政治的な判断をしていただきたかったなというふうにね、すごく残念に思っておりますので、今後、このようなことがないように気をつけていただきたいというふうに思っております。よろしくお願いたします。

ほかに何かございませんか。

( な し )

委員長 これをもって、質疑を終結いたします。  
継続審査につきましては、報告を受け、一定の審査を行ったということとで終わります。

次に、2. 各課報告事項を議題といたします。

それでは、(1) 国民健康保険税の改定について、理事者の報告を求めます。 植村生活環境部長。

生活環境  
部長

それでは、国民健康保険税の改定について、ご報告申しあげます。

県単位化に伴いまして、平成30年度以降の国民健康保険税につきまして、国民健康保険運営協議会に諮問をいたしておりましたところ、昨日、2月15日でございますが、答申をいただきましたので、この旨、ご報告を申しあげるものでございます。

それでは、資料の1をごらんいただきたいと思います。国民健康保険運営協議会会長から町長に対しまして出された答申の写しでございます。

保険税の改定の内容につきましては、記の下でございます、基礎課税額、いわゆる医療分でございますが、これは、所得割額が100分の7.6、資産割額は廃止、被保険者別均等割額と世帯別平等割額につきましては現行税率に据え置くということでございます。

次に、後期高齢者支援金等課税額におきましては、所得割額が100分の2.4、資産割額は廃止、均等割額、平等割額については現行税率に据え置くというものでございます。

最後に、介護納付金課税額では、所得割額が100分の2.6、資産割額は廃止、均等割額は13,300円、世帯別の平等割額は廃止というものでございます。

実施時期は、平成30年4月1日でございます。

次のページでございます。答申に当たりまして、付帯意見がございました。全て5項目でございます。まず、1点目につきましては、保険税の収納率向上などについて、2点目は健康に関する事業の推進などについて、3点目は医療費の抑制策について、4点目は県単位化に伴い予想される事業費の増加等への対応について、5点目は財政運営について、それぞれ意見が添えられたものでございます。

続きまして、今回の保険税の改定に関する基本的な考え方、また、県

に支払うべき国保事業費納付金などについて、説明申しあげたいと思います。

参考資料の1でございます。国民健康保険税の改定についてという資料でございます。

まず、1の基本的な考え方でございます。国民健康保険の安定的な財政運営を図ることを目的に、平成30年度から、奈良県も保険者となり、財政運営の責任主体となることになっております。県が策定をいたしております奈良県国民健康保険運営方針では、県内の被保険者の負担の公平化を図るため、同じ所得・世帯構成であれば、県内のどこに住んでいても保険料水準は同じとなる県内保険料の水準の統一化を平成36年度までに段階的に進めていくということとされたものでございます。また、平成30年度以降は、保険給付に要する費用等を県が全額負担し、その財源として、県内の市町村は、県が決定をいたしました国民健康保険事業費納付金を県に納付することとなっているところでございます。

次に、2の標準的な保険料（税）の算定方法でございます。

1の賦課方式でございます。これまでも本委員会でご説明申しあげましたが、医療分、後期支援分、介護分の資産割を廃止をいたしまして、介護分につきましては、平等割も廃止するものでございます。

2の応能割・応益割の割合でございます。所得割あるいは今回廃止することといたしております資産割でございます。これが応能割でございますが、これと均等割・平等割である応益割の割合は、これまでと同様、50対50を基本といたします。所得割、均等割、平等割の3方式の場合であれば、その割合は、50対35対15を基本とするものでございます。

3点目は、賦課限度額でございます。これにつきましては、これまでと同様、政令で定められた額を設定することとするものでございます。

4点目は、標準的な収納率の設定でございます。今回の納付金におきましては、直近の3年間、平成26年度から28年度でございますが、平均の収納率をもって算定をされておりました、本町の場合は、95.02%でございます。

5点目は、国民健康保険税の必要賦課総額の算定方法でございます。裏面の表をごらんいただきたいと思います。まず、左の囲みでございます。県全体の医療費の総額から県に歳入される公費などを減じますと、県全体の保険料収納必要総額が出てまいります。これは、いわゆる市町村が支払う納付金の総合計額と一致するものでございます。これから、右の囲みになりますが、県全体の保険料収納必要総額を各市町村の所得水準、被保険者数、世帯数で案分し、各市町村の標準的な収納率及び調整率を乗じて各市町村の納付金が算出されるというものでございます。

先月26日に示されました本町の納付金につきましては、その下の表に記載したとおりでございます。左の表でございますが、医療分、後期支援分、介護分ごとに金額が示され、その合計額は、6億8,860万2,430円でございます。この金額は、一般被保険者の現年分について算定されたものでございまして、これによって、一般被保険者の税率を求めていくこととなります。退職被保険者につきましては、一般被保険者の税率に準じて賦課することといたしまして、その収納額そのまま納付金として県に納付することとなりまして、この算定には含まれてはおりません。なお、滞納繰越分の収納保険税につきましては、町独自財源とすることとなっております。

この6億8,860万2,430円を平成30年度に県へ納付する必要があるというものでございますが、この金額を本町の標準的な収納率95.02%で割り戻して算出しましたのが、右の表にございます、その一番下の必要賦課総額ということで、7億2,469万2,098円でございます。この必要賦課総額を基本として、税率を検討してまいったものでございます。

最後に、3の平成30年度以降の国民健康保険税の改定案についてでございます。今回の改定についての考え方でございますが、繰り返しにはなりますけれども、医療分・後期支援分につきましては資産割なしの3方式、介護分は平等割もなくした2方式とするものでございます。また、現行の保険料水準を維持した場合、納付金から算定した必要賦課額には480万円程度不足するものと推計をいたしております。保険料率

が県内で統一される平成36年度までに累積赤字をできるだけ解消していくという必要がございます。さらに、廃止する資産割の保険税分は、全て所得割で賄うことといたしたものでございます。介護分の平等割につきましても、介護分の被保険者全員で均一に割り振ることといたしたものでございます。

このような考え方で国民健康保険運営協議会でご審議をいただき、先述いたしましたように、保険税の答申となったものでございます。

次に、保険税の課税総額の試算につきまして、ご説明申しあげます。参考資料の2をごらんいただきたいと思います。

この表は、縦に見ていただきますと、上の段が医療分、答申で言いますと基礎課税額の部分でございます。次の段が後期支援分、そしてその次が介護分でありまして、一番下が、その3つの保険税区分の合計について記載したものでございます。横には、真ん中あたりに、現行税率で試算した場合と、その右側、答申の税率で試算した場合を記載をいたしております。

平成30年度の被保険者数、世帯数、所得水準を見込む中で、仮に現行保険税率で賦課した場合を試算したところ、現行税率の欄の一番下の合計欄をごらんいただきたいと思います。軽減前試算賦課総額は約7億1,986万円となりまして、その下の軽減前必要賦課総額と比較をいたしますと480万円程度のマイナスとなり、課税総額が足りないということになりまして、この部分だけで申しあげますと、計算上、赤字となるということでございます。

なお、先ほども申しあげましたが、滞納繰越分の保険税につきましてもは町独自の収入となりますことから、おおむね2,000万円程度あります滞納繰越分を考えますと、会計全体では赤字に転じることはないというふうには考えてはおります。

しかし、現在約3億円の累積赤字を抱えている中、平成36年度までにできる限り累積赤字を解消していかなければならない現状を考えた場合、県へ納付する国保事業費納付金は現年分の保険税収入で賄うことが適当であると国民健康保険運営協議会でもご意見をいただきまして、

答申があったものでございます。

ただ、滞納繰越分の保険税収入、約2,000万円と申しましたが、これは全て赤字に回せるというものではありませんで、町の保健事業の費用などにもその一部が充てられるものであり、全て赤字解消に充てるというのではないということをご理解をいただきたいと思えます。

現行税率の右側の答申の税率でございますが、これで試算した場合でございます。先ほどもご説明申しあげましたが、今回の税率改定では、資産割を廃止し、医療分、後期分は3方式、介護分は平等割も廃止して2方式といたしまして、必要賦課総額納付金相当額を確保できる場合の税率として設定をしたものでございます。

先ほどと同じく、一番下の合計欄をごらんいただきたいと思えます。試算賦課総額を必要賦課総額の相当額、この場合で言えば約80万円程度の黒字となっておりますけれども、いわば赤字を出さない、大体イコールの基準になっていくというふうに考えた場合を想定して税率を考えたものでございまして、このとき、所得割は、医療分が7.6%、後期分は2.4%、介護分は2.6%、また、介護分の均等割は13,300円となるものでございます。

次に、答申税率によります被保険者への影響等についてでございます。参考資料の3をごらんいただきたいと思えます。

この資料の、まず、見方でございますが、右半分は、医療分と後期支援分、介護分の3つの保険税区分を賦課される、いわゆる40歳から64歳の被保険者のケースであります。これを例に説明をしたいと思えます。なお、左半分につきましては、介護分が賦課されない被保険者のケースでございます。さらにですね、上の表が固定資産税がない場合、下の表が固定資産税額で平均7万8,000円がある場合を想定してつくっております。それぞれ、所得金額別に、左から、1人世帯、2人世帯、4人世帯のそれぞれのケースで、現行税率の年間保険税額と答申の税率の年間保険税額及びその増減額、差額ですね、差額を示しているものでございます。なお、国民健康保険税には賦課限度額がございまして、現行では、医療分・後期支援分・介護分を合わせまして、年間89万円と

なっております。

右側の表の左の枠外にあります番号で申しますと、14番と15番、所得金額で言いますと900万円あるいは1000万円の場合でございますけれども、現行の年税額と答申の年税額ともに賦課限度額を超えるということになりますので、今回の改正による影響はございません。

それでは、所得金額別に見てまいりたいと思いますが、まずは上の表の固定資産がない場合で比較をいたしますと、固定資産がない場合、資産割の減額がないため、ほとんどの被保険者が増額というふうになります。

先ほどと同じように左の番号で申しますと、1番目の33万円の所得金額の場合ですが、所得割は総所得金額から基礎控除額33万円を差し引いて税率を乗じますので、所得金額が基礎控除額である33万円以下の場合には、所得割はゼロということになりますので、これについては影響はございません。ただ、今回の改正では、介護分以外は均等割、平等割を変更していないため、33万円以下の被保険者の影響額は少なく、1人世帯では年間300円の減額、2人、4人世帯では年間1,200円、月100円の増額にとどまっております。低所得者の影響額を最小限に抑えたというものでございます。

次に、5番の150万円の所得金額の場合でございますが、現行年税額と答申税率の年税額を比べますと、1人世帯で年間2万9,500円の増額、2人世帯の場合、3万4,400円の増額、4人世帯の場合、均等割・平等割が2割軽減となりまして、3万3,500円の増額となるものでございます。

次に、8番目の300万円の所得金額の場合ですが、1人世帯で年間6万8,500円の増額となるものでございます。2人世帯、4人世帯の場合は、それぞれ7万3,400円の増額になるものでございます。

次に、下の表の固定資産がある場合を比較をいたしますと、この場合は資産割の減額がありますので、所得金額によっては減額になる被保険者がいるものでございます。固定資産税額が7万8,000円の場合、答申税率では、年間所得150万円までの被保険者が現行税率と比べて

減額になるものと考えております。それ以上の所得金額の被保険者は、それぞれ増額になるものと考えております。例えば8番目の300万円の所得金額の場合であれば、一人世帯で年間3万2,700円の増額、二人世帯、4人世帯の場合は3万7,600円の増額になると考えているところでございます。

町といたしましては、この答申をいただきまして、この後、保険税改定のための国民健康保険税条例の改正案を3月の本会議に上程してまいりたいと考えておりますので、ご理解のほど、よろしくお願い申し上げます。報告は以上でございます。

委員長 報告が終わりましたので、質疑、ご意見があれば、お受けをいたします。

( な し )

委員長 また一度、ゆっくり熟読していただいて、後日でも。  
それでは、次に、(2)第7期斑鳩町介護保険事業計画・高齢者福祉計画(案)について、理事者の報告を求めます。 黒崎健康福祉部長。

健康福祉部長 それでは、(2)第7期斑鳩町介護保険事業計画・高齢者福祉計画(案)について、ご報告をいたします。

介護保険における第1号被保険者の保険料率は、介護保険事業計画に定める保険給付に要する費用から算定することとなりますが、このたび、事業計画(案)として保険給付の推計量がまとまりましたことから、第7期の計画期間である平成30年度から平成32年度の保険料の関係につきましてもあわせてご説明をさせていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

まず、この第7期の斑鳩町介護保険事業計画でございますが、この計画は、介護保険法第117条の規定に基づき、本町の介護保険事業の運営方針やサービス量・事業量の見込み、また、その確保のための方策を



示すものであります。

斑鳩町高齢者福祉計画は、老人福祉法第20条の8の規定に基づき、本町の高齢者福祉に関する取り組みを定めるものであります。

また、計画期間につきましては、平成30年度から平成32年度までの3か年となっております。

本計画の策定に当たりましては、日常生活に関するアンケート調査及びパブリックコメントを実施し、町民の意見の反映に努めるとともに、介護保険運営協議会において慎重にご審議をいただいたところであります。

それでは、初めに、お手元にお配りをいたしております資料2-1の計画（案）により、計画の記載内容について、ご説明をさせていただきます。

初めに、1ページ、第1章、計画の策定にあたってでございます。2ページ、1. 計画策定の背景と趣旨、そして、3ページ、2. 計画の位置づけ、そして、4ページ、3. 計画の期間などについて記載をいたしております。

4ページ、3の計画の期間をごらんいただきたいと思います。今回の第7期計画は、団塊の世代が75歳以上となる2025年の平成37年を見据えた中長期的な取り組みを行う9年間のうちの中間の3年間という位置づけというふうになっております。

続きまして、8ページからの第2章、高齢者等の現状では、8ページ、（1）人口の推移では、人口と高齢化率の推移などについて、9ページの（2）高齢者のいる世帯の状況では、総世帯数と高齢者のいる世帯の推移などについて、10ページでは、（3）高齢者の就労状況について、そして、11ページからは、2 介護保険事業対象者等の状況として、

（1）要介護認定者の状況、13ページの（2）が要介護度別在宅サービス利用者の状況、14ページの（3）サービス区分ごとの利用者の状況について、15ページからは、3 各種調査からみた高齢者の現状と課題では、（1）介護予防・日常生活圏域ニーズ調査として、アンケート調査の結果などについて記載をいたしております。

次に、ページが飛びますが、80ページでございます。ここは、第3章、第6期計画の取組の評価と課題、現計画の第6期に関するもので、この章では、124ページにかけて、平成27年度から平成29年度までの介護保険、高齢者福祉サービス等の実績などについて、地域包括ケアシステム推進など、現第6期計画の施策目標ごとにその実績及び今後の課題を記載いたしております。

続きまして、126ページでございます。第4章、計画の基本的な考え方についてであります。ここから137ページにかけまして、126ページでは斑鳩町が目指す2025年の高齢社会像、127ページでは計画の基本理念、128ページでは施策の目標と体系について、記載をいたしております。

本計画は、第4次斑鳩町総合計画が目指す高齢者施策の方向性及び第3期計画からの基本理念を継承しつつ、高齢者人口の急速な増加に直面している本町において、サービスや支援を必要としている人々が地域包括ケアシステムにおける医療、介護、予防、生活支援、住まいのネットワークとつながり、その人らしい暮らしをいつまでも続けられる社会の実現を目指し、128ページから130ページにお示しをいたしております地域包括ケアシステムの推進など7つの施策目標を定めてまいります。

次に、140ページから171ページまででございますが、第5章、計画の具体的な取組みでは、施策の目標ごとにその主な取組内容や介護サービス、高齢者福祉サービス等の施策や事業について記載をいたしております。

次に、174ページからの第6章、第7期介護保険事業のサービス量等の見込みであります。この章は、平成30年度から平成32年度までの介護保険サービス量等を推計し、取りまとめたものでございます。

まず、176ページでございますが、被保険者数の推移、177ページでは要支援・要介護認定者数の将来推計について、平成30年度から平成32年度の今後3年間及び平成37年度の推計をまとめたものでございます。

次の178ページから179ページでは、第7期計画期間の今後3年間及び平成37年度における介護予防サービスの種類ごとの見込量、180ページから181ページでは、介護サービスの見込量を取りまとめたものでございます。

また、182ページから185ページでは、地域支援事業の各種サービス・事業の見込みを取りまとめたものでございます。

186ページから187ページには、第7期介護保険事業に関する費用として、予防給付費、介護給付費、標準給付費、地域支援事業費の各サービス等を見込額を取りまとめ、介護保険事業の総費用は、187ページ中段の(5)介護保険事業の総費用のとおりとなっておりますのでございます。

まず、介護保険の本体である標準給付費(I)が、3年間の合計額で68億7,768万3,855円、地域支援事業費(J)が、3年間の合計額で4億2,100万円、総費用(I+J)では、3年間で72億9,868万3,855円を見込んだところでございます。

また、平成27年度から平成29年度の第6期計画との比較では、標準給付費が9,185万1,961円の増、地域支援事業費が2億5,412万6,000円の増、総費用では3億4,597万7,961円の増となっております。

最後に、190ページでございますが、第7章、計画の推進に向けてとして、この計画の推進体制と計画の進捗管理体制について記載をいたしております。

計画案の概略につきましては以上のとおりでございますが、本日はまことに簡単な説明となっておりますので、詳しくは後ほどごらんいただけたらというふうに考えておりますので、よろしくお願いを申し上げます。

また、計画書につきましては、これから製本作業に入ってまいりたいと考えておりますが、製本ができましたら、改めて委員皆様方に配布させていただきたいと考えております。また、町民の皆様方に対しましても、広報紙、町のホームページ等を通じて概略をお知らせしてまいりた

いと考えておりますので、よろしく願いをいたします。

続きまして、第7期の計画の期間、平成30年度から平成32年度までの介護保険料につきまして、ご説明をさしあげたいと考えます。A3の資料の2-2でございます第7期（平成30年度から平成32年度）介護保険料率等比較表をごらんいただきたいと思っております。

冒頭申しあげましたとおり、第1号被保険者の保険料率は、先ほどご説明いたしました介護保険事業計画に定める保険給付に要する費用から算定することとなり、この費用の約23%に当たる額を第1号被保険者でご負担いただくということになっております。これを現行の保険料率に合わせますと、1か月の保険料の基準額が5,772円となりまして、現行額の5,359円を413円、7.7%上回る結果となりました。そこで、保険料額の上昇を抑えるため、介護保険給付費準備基金の今年度、平成29年度末の残高見込額約2億3,400万円のうち、今回の推計を上回る給付額への対応分等として3,000万円を留保して、2億400万円を取り崩すことを前提とした上で、保険料段階や基準額に対する割合等について検討をいたしました。

一番左の表から、第6期（平成27年度から平成29年度）の保険料率（A）、国の基準を適用した場合の保険料率（B）、現行、第6期の割合を適用した場合の保険料率（C）、一番右が、第7期（平成30年度から平成32年度）の保険料率（案）（D）をお示しをしたものでございます。

初めに、一番左のA欄であります。現行の第6期の保険料の表であります。段階区分、対象被保険者、それぞれの段階の年間保険料額を示しております。

次に、左から2番目、B欄であります。国が示している第7期の保険料の基準に当てはめた表となっております。この表では、現行の保険料より値上がりする段階と値下がりする段階が混在しております。第1段階、第4段階から第9段階までは値下がりいたしますが、第2段階及び第3段階の非課税世帯が対象の段階では、現行の保険料より値上がりが発生するというようになります。

次に、左の3番目の表、C欄であります。現行割合、第6期の割合を適用した場合の保険料率となっております。この表におきましては、A欄の第6期の保険料率と比べて、全ての段階で値下がることとなりますが、第4段階におきまして、B欄の国の基準を適用した場合の年間保険料5万4,410円に対し、現行割合を適用した場合の5万4,532円となり、国基準を適用した場合より高くなります。

そこで、現行割合を是正する形で検討させていただいたものが、表の一番右の第7期（平成30年度から平成32年度）の保険料率（案）、D欄であり、第4段階において、国の基準を適用した場合の保険料率、B欄より高くなっていた現行割合を適用した場合の保険料率、C欄の第4段階の割合を基準額×0.88とすることで、国基準より低くなり、全ての段階で第6期保険料額よりも低く、なおかつ国基準よりも低く設定することを検討いたしました。

この第7期の介護保険料設定につきましては、第6期まで継続しております低所得者対策を維持すること、また、基準額以下の段階区分については、各段階区分において国基準を上回らないことを勘案し、設定を行ったものでございます。また、対象被保険者の基準所得金額は、国が新たに定めた基準に変更をいたしております。

このような形をとる中で、第7期の介護保険料基準額については、6万1,392円、月額で申しあげますと、表D欄の一番下、5,116円に抑えることとしたところでございます。

なお、この保険料の見直しに関しましては、先日、2月8日に開催をいたしました介護保険運営協議会にお示しをさせていただき、ご理解、ご承認を賜ったところでございます。

第7期の計画期間である平成30年度から平成32年度の保険料についてのご報告は以上であります。次の3月議会において、この保険料に関する介護保険条例の改正を上程させていただく予定としております。

以上、第7期斑鳩町介護保険事業計画・高齢者福祉計画（案）についての報告とさせていただきます。よろしく願いをいたします。

委員長 報告が終わりましたので、質疑、ご意見があれば、お受けをいたします。 濱委員。

濱委員 ご努力いただいた成果だと思えますけれども、さきに説明がありましたこれから先の事業計画っていうところからすると、3年後にはもう一度同じことの、次の分が、そうやってなりますね。その見通しっていうのは、いかがですか。

健康福祉  
部長 今回、第7期の計画の策定する際にも、給付量の推定見込につきましては、先ほどご説明を申しあげたとおり、やはり高齢人口とか介護・要介護の方々の人数もふえてきて、当然、右肩上がりというふうに推定がされています。今回につきましては、第6期の基金というものによって抑制することができました。ところが、おっしゃいますように、次の3年間の期間につきましても、国が示す推計のとおり、当然、右肩に上がってくるものだというふうに推計をされております。

委員長 ほかに。 平川委員。

平川委員 この介護保険料率の比較表なんですけれども、要は料率が見直されることによって金額が上がるということがないような、上がる所得水準の方がいないような形で設定を調整をさせていただいているってことだと思うんですけれども、最終的に徴収額全体は、そういう調整を加えながらも、国の基準を適用した場合の保険料率で設定した場合の総額と調整した後の総額は変わらないという理解でいいんですかね。入ってくるお金については。

健康福祉  
部長 介護保険料につきまして、冒頭申しあげましたとおり、第1号被保険者から約23%ということでの保険料の総額で計算をします。先ほど申しあげました、国の基準と比較して、第4段階におきまして国の基準を

上回るところが出る、低所得者の対策として町が進めております低所得者対策のために、その部分について国よりも低い基準に設定し、なおかつ全ての段階において国よりか低い設定をしていこうという斑鳩町の、過去からのですね、考え方に基づいて行いました。ただし、その部分について、低い設定を行います。

おっしゃいますように、1号被保険者から集める保険料についての総額については変わりませんので、それらについては各区分のほうで調整を加えまして、なおかつ国の基準よりか低いところに持っていこうということで、このように検討をさせていただきました。

平川委員 わかりにくいんですけど、要は入ってくるお金は変わらないっていうことで、理解でいいんですかね。

健康福祉  
部長 そのとおりでございます。

平川委員 あともう1点、この福祉計画のほうなんですけれども、新しく総合事業が始まっていくっていう中で、計画の中の盛り込まれ方っていうのが変わっているところってどこか、どんなところがあるのかを教えてくださいいただけますか。

健康福祉  
部長 第6期の計画をですね、さらに推進し、進化をさせていくということでございます。

平川委員 ということは、そのために新たに盛り込まれているところはそれほど、特にはないという理解でいいんですか。

健康福祉  
部長 総合事業につきましては平成29年度から始まっておりまして、そういったところについてでございます。

委員長 ちょっと質問なんですけど、健康日本21、ちょうど折り返し地点で

すけれども、そういうほかの計画との関連性とかはないんですか。3ページに他の計画との位置づけ、他計画との関係とかありますけれども、その中でも別に。健康寿命を伸ばす、国保の関係も載っていると思うんですけど。

健康福祉  
部長 他の計画との関係なんですけども、本町のまちづくりの方向性といましてはですね、第4次の、先ほどもご説明をさしあげたんですけども、第4次の総合計画、上位計画でございますので、健康づくりとか生活習慣予防に関する取り組みを定めました第2期斑鳩町健康増進計画とか、障害者施策の保健、福祉、医療、生活支援のあり方を定めました斑鳩町障害者福祉計画とか、第5期斑鳩町障害福祉計画との整合性とか連携を図るということでございます。

委員長 その中には、国のほうの5年間のこれまでの経過のデータとか、結果と効果、それで今後の取り組みとかいろいろ、国のほうとか、国は国でいろいろされていますけれども、その計画は、今おっしゃっていただいたところにも反映されているんですかね。もうそれは全く町のこれまでの計画には反映されずに、町は町の独自の計画をされるという解釈でいいんですかね。

健康福祉  
部長 国の計画との整合性を図りながら、今後3年間、進めていくということでございます。今決まっているところについては盛り込んでおりますし、今後、そのように進められたら、それに合わせて、整合性を図りながら、連携をとりながら進めていくということでございます。

委員長 奥村委員。

奥村委員 81ページには、第6期の計画の取組み・実績の中で、真ん中の段で、地域包括を切れ目なくやっっていこうと思うと、西和医療センターとの連携っていうのがすごく必要になってくると思うんですけども、この西和



地区広域7町地域包括支援センターの合同研修会とか事例検討会を開催しましたとありますけども、西和医療センターとのこの連携というのは、どこら辺ぐらいまで進んでいるというか、地域包括を具体化、具現化していこうと思うと、非常に、これ、必要になってくることなんですけども、どこら辺まで。

健康福祉  
部長

介護保険におきまして、今現在、国のほうでは、医療ですね、医療から在宅医療のほうに転換をするよう、国のほうでは進めております。入院されていた方が自宅のほうに帰られて、自宅で医療なり介護なりというふうな方向で進められています。それをつなぐために、今現在、西和医療センターでは、そういった在宅医療推進室というようなものを設けて、そうした入院をされておられた患者様のつなぎですよね、つないでいたり、そういったことについての相談室を設けておられます。

なおかつ西和7町におきましては、在宅医療・在宅看護連携ということで、西和7町一体となってですね、各種そのような協議、会議、講演会を行って、その地域のケアマネさんとかヘルパーさんに研修を行ったり、連携をとったりしているところでございます。

委員長

ほかにございませんか。

( な し )

委員長

それでは、次の説明を聞いた後に休憩をとらせていただきたいと思いますけども、それで大丈夫ですかね。説明を聞いて、休憩している間にいろいろ質問事項を考えていただくということで。

( 異議なし )

委員長

それでは、次に、(3)第5期斑鳩町障害福祉計画・第1期斑鳩町障害児福祉計画(案)について、理事者の報告を求めます。加藤健康福

祉部次長。

健康福祉部次長 それでは、(3) 第5期斑鳩町障害計画・第1期斑鳩町障害児福祉計画(案)について、ご報告を申し上げます。

本計画のうち、第5期斑鳩町障害福祉計画につきましては、障害者総合支援法の規定に基づき策定を行う計画で、計画期間における障害福祉サービス、相談支援、地域生活支援事業の量の見込みや提供体制などについて定めるもので、現在の第4期計画が本年度末で計画期間が満了となることから、平成30年度から3か年を計画期間として作成を行うものであります。

また、第1期斑鳩町障害児福祉計画につきましては、児童福祉法の改正に伴い、平成30年度から新たに市町村に作成を義務づけられた計画で、障害児の通所支援、入所支援、相談支援などの量の見込みや提供体制について定めるものでございます。計画期間は、障害福祉計画と同じく平成30年度からの3か年計画でございます。

本計画の作成に当たりましては、国において作成された基本指針に基づき、障害のある人を対象としたアンケート調査、これまでの各種福祉サービスの実績等を踏まえ、斑鳩町障害者福祉計画推進協議会において慎重にご審議をいただき、取りまとめをさせていただいたものでございます。

計画の内容の概要につきましては、資料の表紙をおめくりをいただきまして、目次によりご説明をさせていただきます。

初めに、第1部、総論では、第1章、計画策定の基本的事項といたしまして、1. 計画策定の背景と趣旨、2. 計画の位置づけ、3. 障害者関連法の整備の動き、4. 計画の期間、5. 計画の策定体制について、次に、第2章、障害のある人を取り巻く概況といたしまして、1. 障害のある人の現況、2. 障害のある子どもの現況、3. 町などが行う障害者の事業の状況、4. 保健サービスの状況を記載をしております。

次に、第2部、第5期斑鳩町障害福祉計画・第1期斑鳩町障害児福祉

計画では、第1章で計画の考え方について、第2章、次のページになりますけれども、第2章、第4期計画期間の進捗と分析・第5期計画期間における見込量と整備方策として、1. 第4期計画の進捗状況、2. 障害福祉サービスの第4期計画と第5期計画の見込量、3. 地域生活支援事業の第4期計画の実績と第5期計画の見込量、4. 障害児福祉サービスの第4期計画の実績と第1期障害児福祉計画の見込量について記載をしております。

次に、第3章、第5期障害福祉計画・第1期障害児福祉計画期間中の成果目標と重点施策として、1. 第5期障害計画・第1期障害児福祉計画の成果目標、2. 重点施策、3. 計画の推進にあたってについて、また、最後に、資料といたしまして、計画の策定の経緯等について、記載をさせていただきます。

内容の詳細については後ほどごらんいただけたらと思いますけれども、概略、特徴的な箇所のみ、簡単にご説明をさせていただきます。

資料の25ページから28ページにかけて、第4期計画の進捗状況のうち、国が示した成果目標についてでございます。施設入所者の地域移行に関する成果目標については目標を上回っておりますが、施設入所者の減少に関する成果目標、就労移行支援の利用者数に関する成果目標につきましては、目標を下回っております。

次に、資料29ページから34ページ、障害福祉サービスの第4期計画の実績と第5期計画量の見込みのうち、(1)訪問系サービスでは、重度の身体障害のある人が在宅生活になったことから利用時間が増加傾向になっており、今後においても引き続くものと考えております。

次に、35ページから45ページ、(2)日中活動系サービスでは、生活介護において、利用者数、利用日数とも増加傾向にあり、今後も引き続くものと見込んでおります。

続いて、46ページから48ページでございます。(3)居住支援・施設系サービスでは、共同生活援助において、各年度で利用者数の増減はございますけれども、町内においてグループホームの新設の予定があることから、利用者の増加を見込んでおります。

次に、49ページから55ページ、(4)相談支援系サービスでは、特に大きな増減はございませんけれども、引き続きサービスの定着を図ってまいりたいというふうに考えております。

次に、56ページから68ページ、地域生活支援事業では、日常生活用具給付事業において給付件数が増加傾向にあり、今後も増加を見込んでいるところでございます。また、移動支援事業、日中一時支援事業では、利用者数、利用時間数とも増加傾向にあり、今後も引き続くものと見込んでおります。

次に、69ページから76ページにかけての障害児福祉サービスでは、(1)児童発達支援、(3)放課後等デイサービスにおいて利用者数、利用日数とも増加傾向にあり、今後も引き続くものと見込んでいるところでございます。

最後に、77ページから83ページ、本計画の成果目標では、国の指針で定められている福祉施設の入所者の地域生活への移行のほか、4つの項目に関する成果目標の設定を行っております。

以上、簡単ではございますけれども、第5期斑鳩町障害福祉計画・第1期斑鳩町障害児福祉計画(案)についてのご報告とさせていただきます。

委員長 それでは、暫時休憩いたします。

( 午前10時41分 休憩 )

( 午前10時55分 再開 )

委員長 それでは、再開いたします。

報告が終わりましたので、質疑、ご意見があれば、お受けをいたします。 平川委員。

平川委員 さっきの計画もそうなんですけど、委員さんの名簿が載っていないんですけど、どういう方々が審議していただいているのかっていうような

ことを記載しておいたほうがいいんじゃないのかなって思うんですけど、そのあたり、どうなのでしょう。

委員長 加藤健康福祉部次長。

健康福祉部次長 確かにおっしゃいますとおり、89ページのほうで策定の経緯等を書かせていただいておりますけれども、こちらのほうに委員の名簿をつきかせていただきたいと思います。

委員長 ほかにございませんか。 平川委員。

平川委員 あと、障害者の計画の中で、ここしばらくの、今わかっている範囲内で、新しく立ち上げられるサービスの事業所があるか、ないかとか、把握しておられるところがありましたら、教えていただけますか。

健康福祉部次長 ご説明で一定申しあげましたけれども、グループホームの関係で町内で1か所、今現在、国の、国庫の補助金の関係もあるかとは思いますが、立ち上げの予定はされております。

平川委員 そのほかはないんですか。就労系だったり、あと、相談の関係だったり、あと、児童の部分だったりっていう。

健康福祉部次長 今、具体的な計画というのは、現在、聞いておりません。

委員長 ほかにございませんか。

( な し )

委員長 それでは、次に、(4)家庭用ごみ減量化の促進に関する奨励金の拡充について、理事者の報告を求めます。 栗本環境対策課長。

環境対策課長 それでは、環境対策課から本年4月より実施予定の家庭生ごみ減量化の促進に関する奨励金の拡充につきまして、資料4に基づきましてご報告をさせていただきます。

家庭におきます生ごみの自家処理は、環境面、財政面から見て有効な手段であることから、現在、生ごみ処理機等の購入金額の3分の2の額の補助を行っているところでありますが、近年、従来の堆肥化する生ごみ処理容器、いわゆるコンポストと呼ばれる容器に加え、バクテリア等の力により生ごみが消滅する消滅型の生ごみ処理容器が複数開発、販売されており、当町におきましても一部の容器につきまして、3年のモニター事業の結果、生ごみの自家処理に効果的であると判断したことから、今回、奨励金交付の対象に加え、利用者の拡大及び家庭生ごみ減量化の促進を図るものでございます。

消滅型生ごみ処理容器の奨励金の額であります。補助率につきましては、従来の生ごみ処理機等と同様に購入金額の3分の2とし、上限を15,000円としてまいりたいと考えているところであります。

以上、家庭生ごみ減量化の促進に関する奨励金の拡充につきましてのご報告とさせていただきます。

委員長 報告が終わりましたので、質疑、ご意見があれば、お受けをいたします。 濱委員。

濱委員 この追加される消滅型っていうことですが、何もなくなるんじゃないかと、何かは残るんだと思うんですけど、その辺の後はどうなんですか。

環境対策課長 こちら、消滅型の生ごみ処理容器でございますので、生ごみだけが消滅して、最初から入っている土だけが残るところで、容量も変わらない、本当に生ごみが消滅するというものでございます。

委員長 中川委員。

中川委員 3分の2で1万5,000円ということは、2万円前後ですか、大体。

環境対策課長 今、3種類ほど開発されて、販売されておりますけども、一番高いので2万2,000円ということで、3分の2で1万5,000円となっております。

委員長 濱委員。

濱委員 3種類あるって言うけど、大きさ的にはどうなんですか。設置する場所。

環境対策課長 一般的に、役場のほうで展示をさせていただいているのが、商品名、ベランダdeキエーロという商品名でございます。横が90センチ、深さが80センチのもので、大体ベランダで設置できるので、商品名がベランダdeキエーロという商品名になっております。

委員長 ほかにございませんか。

( な し )

委員長 それでは、次に、(5) マタニティ・子育てタクシー利用料金の助成制度の創設について、理事者の報告を求めます。 加藤健康福祉部次長。

健康福祉部次長 それでは、福祉子ども課が所管いたします平成30年度の新規事業でございます、(5) マタニティ・子育てタクシー利用料金の助成制度の創設についてでございます。

本助成制度の創設につきましては、妊娠・出産時の母体の保護と精神的・経済的な負担の軽減を図るため、妊婦等が妊婦健康診査、出産、産

婦健康診査及び乳児健康診査のためにタクシーを利用する際のタクシー利用料金の一部を助成するものでございます。助成対象者は妊婦または乳児の保護者とし、助成要件は、対象者が妊婦健康診査、出産、産婦健康診査及び乳児健康診査においてタクシーを利用した場合において、助成額を、タクシー利用1回につき680円を上限とし、対象者1人当たりの助成限度額を6,800円とするものでございます。

以上、マタニティ・子育てタクシー利用料金の助成制度の創設についての説明とさせていただきます。

委員長 説明が終わりましたので、質疑、ご意見があれば、お受けをいたします。 中川委員。

中川委員 限度額というのは、ごめん、聞き逃したかわからへんけど、月額、年額。

健康福祉部次長 まず、1回当たりの限度額というのが、680円。それと、お1人、妊娠されて、最後、最長が乳児健康診査まで使えますけれども、その期間を合わせた合計が6,800円ということに。ですので、大体、1回680円ですので、5往復分、10回分使えるということでご理解いただきたいというふうに思います。

委員長 奥村委員。

奥村委員 これ、申請は、事後といたしますか、窓口に向えばよろしいんですか。

健康福祉部次長 事後の申請によって助成をさせていただくという形です。

委員長 濱委員。

濱委員 里帰り出産というか、こちらに戻ってこられて、こちらで出産されるっていう住民票のない方っていうのには、どういう対応ですか。



健康福祉 その方については、対象としてはおりません。

部次長

委員長 ほかにございませんか。

( な し )

委員長 それでは、次に、(6)子育てサロンの設置について、理事者の報告を求めます。 加藤健康福祉部次長。

健康福祉 それでは、(6)子育てサロンの設置について、平成30年度の新規  
部次長 事業として、ご説明をさせていただきます。

子育てサロンにつきましては、保育所で実施をしている子育て相談体制の充実を図るため、保護者及び子どもの交流の場の提供、相談援助、子育て情報の提供等を実施し、子育ての不安や孤立感の軽減を図る場所として、保育所に設置するものでございます。

子育てサロンのうち、おこさまランチについては、対象者を生後満7か月以上の未就園児とその保護者とし、町立保育園において保育園給食会を実施し、子育てに関する不安、疑問等を保育士、保健師、栄養士などに気軽に話せる場を提供するものでございます。開催回数等については各学期1回、それぞれ10人の参加を想定しております。

次に、ほっこりサロンにつきましては、在園児の保護者を対象に、在園児の保護者間連携の促進を図るため、保育園の一室を開放し、保護者同士がお茶を飲みながら交流することにより、子育ての不安や孤立感を軽減する場を提供するものでございます。開催回数等につきましては、4月、8月を除き各月2回とし、保健師、保育士が常駐し、子育て相談できる体制を整えますとともに、保健センターとの連携を図り、ほっこりサロン開催時に出張乳幼児相談を新たに実施する予定としております。

以上、子育てサロンの設置についての説明とさせていただきます。

委員長 説明が終わりましたので、質疑、ご意見があれば、お受けをいたします。 中川委員。

中川委員 小さいお子さんを育てているお母さんにとっては、安心できるっていうのか、不安を解消できるような施策かな思うねんけど、これ、7か月以上の子をこのおこさまランチに参加させて、ぜひとも入園させたいっていうような親出てくるかもわからへんやろ。未就園児やろ。その受け入れ、できるの。

健康福祉部次長 おっしゃっている保育の必要とする該当者であった場合には、定員にあきがあればお受けをさせていただくということでございます。

中川委員 定員にあきがありますの、今の時点で。今現在な。

健康福祉部次長 現在、0歳児については、もう、あきがありません。

委員長 ほかにございませんか。 濱委員。

濱委員 ほっこりさろんのことでもうちよつと聞きたいんですけども、取り組みとしてはね、とてもいい取り組みをされると思うんですが、実際に、今、保育園に子どもさんを預けておられる保護者の方が、この4時から6時30分の間開設されている、これは、保護者の都合で、そこに寄って、お茶を飲んで帰るということで、この時間、拘束される、拘束って変な言い方ですけども、ずっといるわけではないとは思いますが、保育園のお迎えの時間を見ていると、お父さん、お母さんでなくって、おじいちゃん、おばあちゃんなんかがたくさんお迎えに来ておられるということが見受けられるんです。ということは、推測ですけども、お父さん、お母さんの帰宅時間っていうのはもっと遅いのと違うかなと思うんですけど、その辺でのこの時間の設定っていうのは、どうなんで

しょう。

健康福祉  
部次長　このほっこりさろんの午後4時から午後6時半の時間設定させていた  
たきましたのは、今おっしゃっていますお迎えの時間帯が一番多い時  
間帯ということで設定をさせていただいております。確かにこれ以降で  
ご帰宅になられる親御さんがおられまして、そのおじいちゃん、おばあ  
ちゃんがお迎えに来ておられるということもあるかとは思いますが、た  
だも、こういった形で、この時間帯でさせていただくことによって、た  
まに時間を、仕事を早く切り上げて来ていただくということも可能だと  
思いますので、そういった機会づくりとしてもこういったものを開設し  
ていきたいというふうに考えておりますので、ご理解いただきたいとい  
うふうに思います。

濱委員　それはこれからもっとふえる形かなとも思いますのでね、柔軟に様子  
を見ながら対応していただきたいなと思うんです。せっかくいい企画で  
設置されても、一番、早くおうちに帰って御飯の用意しなくちゃならな  
いとか、そういう焦っている時間帯でもありますのでね、その中でも、  
1回寄ってみようかって思えるような、そういうような、運営っていう  
のかをぜひとも進めていただきたいと思います。よろしく願いしま  
す。

委員長　奥村委員。

奥村委員　おこさまランチのほうですけども、たつた保育園とあわ保育園で受け  
入れをしていただけるってことですけども、これは、たつた関係の  
方はたつた保育園とかいうことはないんですか。お友達同士、ここに住  
んでいるけどここに行くとか。

健康福祉  
部次長　対象としては周辺の方を対象としておりますけれども、別にどちらに  
行っていただいても、それは結構かと思えます。

奥村委員 新年度からの開催ということによろしいんですね。

健康福祉部次長 平成30年度の新規事業として設置をさせていただきたいというふうに考えております。

委員長 平川委員。

平川委員 保健センターのほうでも、乳児を対象に、そういう、集まって相談とかされていると思うんですけど、そのあたりとの連携とか違っているのは、どんな感じなんでしょうか。

健康福祉部次長 保健センターで独自でやっている事業もございます。それで、今回、この子育てサロンを設置させていただく際に、保健師の関係につきましても、気軽に相談相手としてさせていただく常駐する保健師と、それと、あと、今現在も公民館等で実施をしております出張の関係の乳幼児相談でございますので、そちらを、今回、新たにこの両保育園に対しても保健センターのほうで実施をしていただくという形で連携を図らせていただいておりますので、ご理解いただきたいと思います。

平川委員 ということは、保健センターの事業がこちらに変わるとか、保健センターの事業が縮小するってということはないんですね。

健康福祉部次長 新たに追加でさせていただきますので、減少とか縮小ということではございません。

委員長 濱委員。

濱委員 ほっこりさろんのほうですけれども、この事業は新規ですけれども、今現在ね、保育園では、保護者会っていいのか、ちょっと名称わかりま

せんけども、そういった集まりとかいうのは、定期的についていうか、どのぐらい開かれているんでしょう。

健康福祉  
部次長 保護者会というのはございますけれども、役員さんの関係でござい  
ます。それで、定期的な集まりというのはございません。何らかの集まる  
機会が、必要があった場合に随時集まっておられますので、年間で言う  
と、数回という程度になります。

濱委員 そうしたら、役員に選出された方が必要に応じて集まる、何か行事の  
前だったりとか、そういうときに集まるということですね。そうしたら、  
総会のようなものとか、そういうものはあるんですか、保護者会に。

健康福祉  
部次長 総会につきましては、両園合同で、毎年春にさせていただいておりま  
す。

委員長 1点、ほっこりサロンについてですけど、保育士が常駐と書いていま  
すけれども、なかなか保育士の確保とか、忙しいと思うんですけども、  
これは加配をされるのかどうか。また、現場の保育士の協力の快諾をい  
ただいているのかどうか、ちょっとお聞かせいただきたいと思います。

健康福祉  
部次長 保育士につきましては、所長ないし総括主任等ございます。それと、  
あと、複数担任制もひいておりますので、その中で、どなたが来ておら  
れるかにもよりますけれども、そういったところの状況見計らいまし  
て、臨機応変に対応してまいりたいというふうに考えております。

委員長 もう1点、各園のほうでは、もう説明もしていただいて、もう快諾と  
いうか、喜んでご協力していただけるという。

健康福祉  
部次長 そもそもこの子育てサロンにつきましては、役場の福祉子ども課を含  
めて、保育園と合同で練り上げてきたものでございますので、そのあた

りは十分、この中身をつくっていく過程から、やりながら理解をしあっていますので、大丈夫だと思います。

委員長 ほかにございませんか。

( な し )

委員長 それでは、次に、(7)ペアレントトレーニングの実施について、理事者の報告を求めます。 加藤健康福祉部次長。

健康福祉部次長 続きます、これも平成30年度の新規事業でございます(7)ペアレントトレーニングの実施について、ご説明をさせていただきます

ペアレントトレーニングにつきましては、障害や発育のおくれのある児童の保護者を対象に、専門的な知識を有する講師から子どもの行動理論や具体的な対応の仕方を伝え、家庭での児童へのかかわり方を通じて児童の健やかな発達を促すものでございます。開催回数等につきましては、1クール6講座を2回、講座内容は、子どもの行動を観察、褒めることを習慣にしよう、行動の3つのタイプ分け、上手な指示の出し方、好ましくない行動への対応、制限の仕方などでございます。対象は小学校6年生までの児童を養育する保護者で、1クール6人から7人の参加を想定しております。

以上、ペアレントトレーニングの実施についてのご説明とさせていただきます。

委員長 説明が終わりましたので、質疑、ご意見があれば、お受けをいたします。ございませんか。 平川委員。

平川委員 これ、講師はどんな方を想定されているのかっていうところと、あと、対象が小学6年生までの児童を養育する保護者っていうことで、特に発達障害があるとか、そういうことを想定しているわけではないというこ

とでいいんでしょうか。

健康福祉  
部次長 まず、1点目の講師の関係でございます。これは、県の関係のペアレントトレーナーの受講を修了されている方で、介護支援専門員、児童発達支援管理責任者等の資格をお持ちの方でございます。

それと、年齢等について、あくまでも障害の見方っていうのは非常に、年齢の低い方ってその見分けが難しいところがございますので、今回対象とさせていただいておりますのは、発育のおくれ等も含めまして、そういったかかわり方のなかなか難しい面がございますので、そういった方の保護者を対象にさせていただきたいというふうに考えております。

平川委員 ということは、特別支援学級に通っている子どもたちの保護者っていうわけではなくて、養育している中で、ちょっと子育てに悩んでいたとか、あと、うまく意思疎通が通じないなって感じているというような段階であっても、もう希望をすればこの受講をすることができるっていうふうな理解でいいんですか。

健康福祉  
部次長 おっしゃっているそのレベルというのがなかなかわかりにくいんですけども、一応このペアレントトレーニング、今、県内ではあんまりされて、市部では若干されているところあるんですけども、そちらのほう見させていただいている限り、やっぱり若干、何らかの障害があるのか、それとも、幾分やっぱり、言葉の発達ですとか、そういったあたりのおくれがやっぱり心配な方もいろいろいらっしゃるということで、そういった方を対象に、保護者を対象にさせていただきたいというふうに考えております。

平川委員 それをどう判断するのかっていうのは難しいと思うんです。判断する人がまた別にいらっしゃるのか、いやもう、保護者自身がかかわり方が難しいからもう受講したいって希望すれば、特に何か審査があるわけでもなく、受講することができるんでしょうか。

健康福祉部次長 そのあたりの、人数的な面がどの程度来られるかっていうの、ちょっと今、不透明な状況でございます。それで、一応、大体少人数でやる必要がありますので、6人から7人とさせていただいておりますけれども、もしそれでオーバーした場合も考えて、今回、初年度ですけれども、2回させていただいて、ある程度の要望は受け入れられるような形で開催をさせていただきたいというふうに考えております。

委員長 濱委員。

濱委員 この取り組みも評価できるものだと思うんですけども、保護者ということになるけれども、町の、平日に行われる、そういった講座になると、どうしても母親が参加する率が高いように思うんです。こういったことってというのは、母親とともに父親もやっぱりしっかりと勉強してほしいっていうか、考えてほしいなと思うので、父母ともに参加しやすいっていう、そういう設定っていうものもね、配慮いただきたいなと、要望いたします。

委員長 ほかにございませんか。

( な し )

委員長 それでは、次に、(8)斑鳩町水痘ワクチン接種費用の助成制度の創設について、理事者の報告を求めます。北健康対策課長。

健康対策課長 それでは、健康対策課が所管いたします新規事業になります水痘ワクチン接種費用の助成制度の創設について、ご説明させていただきます。

水痘ワクチン予防接種につきましては、現在、定期接種として、生後12か月から36か月に至るまでの幼児を対象に行っているところで、しかし、水痘は感染力が強いことから、幼児の健康の保持及び増進



を目的として、生後36か月から小学校就学前までの幼児を対象に、予防接種に係る費用の一部を助成いたします。

助成の要件といたしましては、定期接種では2回の接種が必要となることから、2回接種をされていない幼児で、交付は1回を限度といたします。助成額は、接種に要した費用の2分の1で、5,000円を上限といたします。また、この制度は30年4月1日から実施いたしますことから、4月1日以降のワクチン接種について適用するものといたします。

以上で、水痘ワクチン接種費用の助成制度の創設についてのご説明とさせていただきます。

委員長 説明が終わりましたので、質疑、ご意見があれば、お受けをいたします。ございませんか。

( な し )

委員長 それでは、次に、(9)斑鳩町産後ケア事業の実施について、理事者の報告を求めます。北健康対策課長。

健康対策課長 続きまして、斑鳩町産後ケア事業の実施について、説明させていただきます。

産後の心身の負担が大きい時期に、支援が必要な母子に対して、母親の身体的回復と心理的な安定を促進するとともに、母親自身がセルフケア能力を育み、母子とその家族が健やかに育児ができるよう支援するため、産後ケア事業を実施いたします。この事業は、適切な運営が確保できる病院や助産所に委託をして実施いたします。利用対象者といたしましては、産後4か月未満の母親及び乳児で、心身の不調や育児不安がある者、産婦健康診査を実施した病院から心身のケアが必要と認められる者などが該当いたします。事業の内容といたしましては、現在、母子保健コーディネーターが作成しております支援計画に基づき、宿泊型、通

所型、訪問型の3種類の方法で、妊娠から出産・育児までの切れ目ない支援を行います。

それでは、資料の裏面をごらんください。

サービス内容につきましては、宿泊型でありますショートステイは、原則、利用開始時刻から24時間以内の利用を1日とし、3食の食事提供を行い、通所型でありますデイケアは、原則、午前10時から午後7時までの利用を1日とし、2食の食事提供をいたします。訪問型でありますアウトリーチは、原則、午前10時から午後5時までの間で、1時間以上3時間以内の利用を1回とし、それぞれ、対象者に応じて右欄のサービスを提供いたします。また、利用日数等につきましては、ショートステイは、原則、6泊7日を上限とし、デイケアは合わせて7日を上限、訪問型は合わせて2回を上限といたします。

次に、自己負担額等の表をごらんください。利用者は、サービスに要する費用の一部を負担することとし、一般世帯と非課税・被保護世帯に区分して、各サービスの負担額を事業者に支払うことといたします。また、利用に係る乳児が多胎児の場合は、2人目以降の1人につき加算をいたします。また、利用日の前々日の午後5時までに連絡がなく利用変更・中止をした場合は、利用者が事業者へ自己負担額を支払うことといたします。

以上で、産後ケア事業の実施についての説明とさせていただきます。

委員長 説明が終わりましたので、質疑、ご意見があれば、お受けをいたします。質疑、ご意見、ございませんか。 濱委員。

濱委員 委託して実施するということですがけれども、これは、この近隣のところで、どの程度のところを予定されているのでしょうか。

健康対策課長 現在、近隣の、平群町のカンガルーホームという助産院ですとか、広陵町にあります心友助産院、あと、天理市の芽愛助産院がございますので、そちらのほうと、現在、相談のほうを始めております。

濱委員

ありがとうございます。

ちょっと先ほどのタクシーのところでちょっとお聞きしましたけども、この、平群とか、広陵とか、天理とかいうところにまで行っていただくわけですね。これ、委託されればね。

他の市町村がこの、こういう同じ事業をされている、されていないというのは、もういろいろだと思うんですけども、町外の方、何ていつて聞いたらいいのかな、先ほどタクシーのときに、他町村に住居があって斑鳩に帰っている方は対象外やっということでしたけど、その辺ね、例えば郡山に住んでいて、こちらに。もっと遠いほうがええな、里帰りをされているとか、で、両方に同じような制度があったら使えるとか、何かそういう連携ってというようなものってというのは、今の段階では難しいんじゃないでしょうか。

健康対策  
課長

現在、この事業につきましては、町在住の方ということになってまいりますので、住民票が斑鳩町にある方が利用していただくってことを考えております。

委員長

奥村委員。

奥村委員

この利用日数のところですけども、アウトリーチ、訪問型は、原則、合わせて2回を上限とするってということですけど、これ、単位としては、1か月において2回ということですか。

健康対策  
課長

お1人につき、2回ということですよ。

奥村委員

それでですね、外部委託ってということで、それも、その方向性としてはということなんですけども、例えば今まで斑鳩町で培ってこられた子育ての支援員さんのような方を使っていられるとか、そういう方向性は、いかがでしょうか。

健康対策  
課長 この事業につきましては、国の補助制度を使いながら実施していく方向でして、そのガイドラインに基づきながら実施していくということになってまいりますので、この事業につきましては、病院ですとか助産院とかっていうふうな施設を活用しながらということになっております。

委員長 平川委員。

平川委員 この事業内容のところ、母子保健コーディネーターが作成する支援計画に基づきってということは、母子保健コーディネーターがついている、以前ちょっと伺ったかもしれないんですけど、育児不安とか子育てにちょっと難しいとかっていう人に対してそういうコーディネーターが計画を策定するっていう、何か計画があったかなと思うんですけど、その方が対象になるということなんですかね。

健康対策  
課長 去年の10月から、斑鳩町の保健センター内に子育て包括支援センターっていうのを立ち上げまして、その中で、母子保健コーディネーターというのを1名置きながら支援を行っているんですけども、この事業を進めるに当たりましては、やはり本人さんのご希望だけではなく、その該当に当たるのかという町のほうでのアセスメントもしていく中でこの事業を利用していただくっていうことになってまいりますので、それでこの母子保健コーディネーターの支援プランの作成に基づいてというふうな表示になっております。

平川委員 ということは、母子保健コーディネーターがそういう支援のプランをつくっていない、ほかの方がこういう事業を利用したいっていうことを希望されたとしても、対象ではないということなんですか。

健康対策  
課長 はい、そのとおりです。

委員長 ほかにございませんか。

( な し )

委員長 それでは、次に、(10) 法人後見センターの設置について、理事者の報告を求めます。 黒崎健康福祉部長。

健康福祉部長 各課報告事項の(10) 法人後見センターの設置について、ご報告申しあげます。

資料の10をごらんください。

認知症の人やひとり暮らしの高齢者の増加に伴いまして、成年後見制度の必要性は一層高まっており、財産管理や介護サービスの利用契約等を中心とした後見業務の需要はさらに増加すると見込まれております。弁護士などの専門職や専門職以外の住民を含めた後見人がその役割を担っておりましたが、成年後見が必要とされる人が身近な地域で安心して後見制度を有効に活用できるよう、法人後見センターを設立・運営するものでございます。

初めに、法人後見センターの設立についてであります。現在、西和7町が障害者相談支援事業を委託しております生活支援センターななつぼし、社会福祉法人ちいろば会に、新たにNPO法人として権利擁護センターななつぼしを設立し、平成30年4月1日から法人後見を委託するものでございます。

次に、法人後見の体制・運営等についてであります。相談員として弁護士2名を配置し、西和7町構成町が共同で運営することといたしております。また、法人後見の対象者は、西和7町の構成町居住の高齢者及び障害者とし、当該センターでは、後見による支援対象者の財産管理や契約支援等のほか、後見開始申し立ての支援や後見の普及啓発、支援員の要請等を行うこととしております。

以上、法人後見センターの設立についてのご説明とさせていただきます。

委員長 報告が終わりましたので、質疑、ご意見があれば、お受けをいたします。 奥村委員。

奥村委員 この法人後見の相談ですけれども、相談に係る費用ってというのは、どれぐらいするんでしょうか。

健康福祉 法人後見センターに係る費用については、無料でございます。

部長

委員長 平川委員。

平川委員 それは、相談に係る費用は無料だけれども、継続して、例えば財産管理をしてもらうとか、身上監護をしてもらうとかっていうことになる  
と、自己負担になるっていうことですか。

健康福祉 例えば申し立てをされる場合は、法律に基づいて家庭裁判所のほうに  
部長 必要な経費を本人が負担するという形になっております。

平川委員 申し立てをした後、継続的に後見人、法人後見センターでその方の財  
産管理をしていくっていう場合は、月額いくらとかっていう負担は、本  
人がするっていうことでいいんですか。

健康福祉 相談体制の関係なんですけれども、負担能力にもよります、負担能力  
部長 のある方については自己負担、負担能力のない方については補助をする  
というふうな形になります。

委員長 ほかにございませんか。

( な し )

委員長 それでは、次に、（１１）王寺周辺広域市町村圏における病児保育の状況について、理事者の報告を求めます。 加藤健康福祉部次長。

健康福祉部次長 それでは、（１１）王寺周辺広域市町村圏における病児保育の状況について、ご報告をさせていただきます。

西和７町での病児保育の実施に向けた協議につきましても、７町の事務担当者と奈良県及び西和医療センター等の関係者との調整を行う中で、１２月２６日に開催されました王寺周辺広域市町村圏協議会におきまして、奈良県等との協議の代表となつていただいている三郷町から、施設の整備主体、病児保育の実施主体等について、関係機関との協議がまとまっていない旨の報告等がされた後、７町の町長により意見交換はされましたものの、具体的な結論を出すことには至っておりません。

その後、奈良県から、病児保育の運営主体については協議を進めていく旨のご連絡がありましたことから、西和医療センター及び奈良県病院機構と協議を行う予定となっております。また、施設の整備主体につきましても、改めて関係機関との協議を行う予定となっております。

このことから、３月２６日に開催予定の王寺周辺広域市町村圏協議会において、これらの協議等を踏まえまして、一定の方向性を出せるよう、担当者による協議を引き続き行ってまいりたいというふうに考えております。

以上、王寺周辺広域市町村圏における病児保育の状況についてのご報告とさせていただきます。

委員長 報告が終わりましたので、質疑、ご意見があれば、お受けをいたします。 平川委員。

平川委員 なかなか、努力をしていただいていますけれども、難しい現状があるのかなというふうには理解はさせていただくんですけれども、課題となっているところがどのあたりになるのでしょうか。

健康福祉  
部次長      あまり想像であまり申しあげることが、なかなか、どうかなと思いま  
すので。やはり実施の関係が完全にまだ詰まっていないところもある程  
度影響もあると思いますので、そういったところをできるだけ具体的な  
絵を描けるような形で担当者のほうで提示して、町長の判断を仰げるよ  
うな形で整理をさせていただきたいというふうに思います。

平川委員      ことしもインフルエンザが大流行をして、子育てしながら働いておら  
れる方々は、本当に綱渡りのような状況だということもおっしゃってい  
ますし、秋に高田の土庫病院のほうも視察に行かせていただきましたけ  
ど、土庫病院のほうでは、もう協定結んでいる自治体以外のところから  
はちょっと受け入れが難しい、現状、斑鳩からはもう受け入れられない  
ってということも、お話もお伺いしました中で、斑鳩の方が利用できる  
のがもう本当に、生駒市と、ごくごく限られたところぐらいしかないっ  
ていう現状の中で、やっぱり前向きに、費用負担も伴うことなので、な  
かなか町が率先してって難しいのはよく承知はしているんですけど  
も、やはり子育てしやすいっていうまちづくりを進めていく上では絶対  
必要なことだと思いますので、引き続き努力をよろしくお願いいたしま  
す。

委員長      要望で。  
ほかにございませんか。

( な し )

委員長      それでは、次に、12番、百歳慶祝事業の近隣市町村の調査結果につ  
いて、理事者の報告を求めます。 黒崎健康福祉部長。

健康福祉  
部長      それでは、(12)百歳慶祝事業の近隣市町村の調査結果について、  
ご説明を申しあげます。

お手元にお配りいたしております資料11、100歳慶祝事業近隣自



自治体授与状況の表をごらんください。百歳慶祝事業の近隣市町村の調査結果をまとめたものでございます。

表の一番左端から順番に、自治体名、平成29年度の授与人数、条件、住所地特例措置の有無、記念品、金額を示しております。なお、住所地特例措置とは、介護保険法に規定する住所地特例措置で、被保険者が他市町村の施設に入所・入居して施設所在地に住所を変更した場合には、現住所の市町村ではなく、もとの住所地の市町村が保険者になることであります。

条件の欄をごらんください。調査をいたしました全ての市町村で、原則的には、基準日現在において住所を有し、当該年度において100歳または99歳に達することを条件としております。その中で、表の一番上の奈良市では、この原則的な住所条件に加え、介護保険法に規定する住所地特例措置に該当する人を加えております。これは、奈良市に住所を有していた方が他市町村の介護施設へ入所され、基準日現在転出されていて、条件から外れる場合であっても、介護保険法に規定する住所地特例により奈良市の介護保険の被保険者であれば、慶祝事業の授与対象者とするものであります。

次に、表の一番下の安堵町では、住所条件のほか、先ほどご説明をいたしました奈良市の条件に加え、安堵町内に所在地を有する施設に住所を有する方については、その方の直前の住所が安堵町以外の方は除くこととされております。例をあげて申しあげますと、安堵町には介護保険法に規定する住所地特例の対象の施設がありますが、安堵町以外の他市町村からその施設へ直接転入され、基準日現在において100歳を迎えられ、住所要件をもって対象とされた方の場合、その方については除外をするというものであります。なお、安堵町では、基準日現在において通算して一定以上の期間在住しておるといふような条件の規定はございません。

表の上から2番目の大和郡山市から表の下から2番目の平群町までは、授与対象とする条件については住所条件のみとされており、このように住所のみを授与条件とされている市町村が多い状況となっております。

ます。しかしながら、住所のみを条件とした場合、介護施設へ入所される方について、町内に所在する施設に入所している場合は対象となり、町内の施設を希望していた人も含めまして、町外の施設しか入所できなかった場合は対象外となり、また、他市町村から斑鳩町の施設に住所を移し入所され、10年を経過すれば対象となるなどの状況が生じております。ここで、奈良市のように住所条件に加え、介護保険法に規定する住所地特例の措置を講じている人も対象とした場合、介護施設に入所された人についても、住所にかかわらず対象とすることができます。

このようなことから、多くの市町村で採用されている住所条件に加え、介護保険法に規定する住所地特例措置適用者についても条件とすることで、町内、町外いずれの介護施設に入所されても対象となり、公平性の観点からも住民皆様方のご理解を得られるものであるというふうに考えております。

なお、授与金額につきましては、介護保険法に規定する住所地特例措置適用者を加えることとすれば対象者の数が増加するとともに、今後、高齢化の進展に伴う対象者の増加も予想されます。また、調査いたしました近隣市町村でも、10万円というふうにされているところは見直しを検討するというふうに聞いており、当町におきましても、その状況を見る中で検討してまいりたいというふうに考えております。

以上、百歳慶祝事業の近隣市町村の調査結果についてのご報告とさせていただきます。

委員長 報告が終わりましたので、質疑、ご意見があれば、お受けをいたします。 中川委員。

中川委員 検討する中に、引き続いて10年っていうのは、どのように考えておられますやろ。

健康福祉部長 調査の結果、そういうふうに在住期間を捉えているところとか、捉えてへんところもあったんですけども、やはり、この場合ですね、一定の

期間やはり町のほうに在住していただくということとするのが適切であるというふうに考えます。なお、期間のないところのほうに調査をいたしましたところ、その基準日だけ住所を持ってきて、また移されるというふうなことも見受けられるということで、そういったところはまた検討も考えているということでした。

中川委員　この三郷町さんなんかやったら、本町に1年以上住所を有し、なおかつ通算して10年。こういう規定もええのかなと、そのように思いますねんけど、またそこらも含めて、検討していただきたいと思います。

委員長　ほかに。　濱委員。

濱委員　10万円の金額を見直すということですけども、まだ決定ではないですけど、大体どのぐらいに思っていますか。

健康福祉部長　今現在、今の現段階の要綱では、先ほどご説明をさしあげました住所地特例に入っておられる方について、町内、町外にかかわらずですね、全て、公平性やということから、除外をしておりました。今回、それについて、全ての方について入れていくということで、過去の数字の確認をいたしましたら、大体住所で当たる方についてと施設の方が同数ぐらいですので、そのことを考えますと、その金額的には約半分ぐらいが適当なのかなというふうなことは、今現在では考えております。

委員長　平川委員。

平川委員　質問なんですけど、この斑鳩町の第2条の2の、基準日において次のいずれかの施設等に入所・入院していないことっていうの、これは、町内の方が町内の施設に入所していても対象にならないということですか。

健康福祉  
部長 先ほどから申しあげましたとおりですね、町外の施設に入所されて、住所を移されてという方との均衡を保つために、施設であればずっと除外をしていたということでございます。

平川委員 もう1点、今回、こういう形で調査された結果をお示しいただいて、町としての一定の方向性っていうのは、どのタイミングを考えていらっしゃるんですか。次の、新年度の予算の中に反映していくということで検討されているのでしょうか。

健康福祉  
部長 現段階でこのように調査をいたしましてですね、その、そういう条件等、現段階、近隣の町ですね、当然、メリット、デメリットというのは存在して、その中で理解が得られるような方法でやっていきたいというふうに考えており、なおかつ、人数の関係もございますので、そういったことも、金額的に、他の市町村も検討もされておりますので、そういった状況を見る中で、必要に応じてやっていきたいというふうに思っております。

平川委員 ということは、新年度を目指しているというところまではまだ考えておられないということなんですか。

健康福祉  
部長 4月1日から要綱を変えるというのでなくて、そういった状況を見る中でやっていきたいということです。

平川委員 12月の議会でしたっけ、に一般質問で質問されて、1回そういうことを見直すべきじゃないかっていうふうに言っていた中で、ちょっと、早急に見直すのが難しいのかもしれないですけども、ある程度、こう、いつまでっていうことを考えた上で検討していただいたほうがいいのかというふうに思いますので、そのあたり、町の事情もあると思いますので、ある程度の方向性をどのタイミングで出すのかっていうところを考えながら進めていただきたいと思います。

委員長　　今回、理事者側のほうからですね、委員会のほうの、委員のメンバーさんの意見を聞きたいということですので、せっかくですので、奥村委員さん、どうですか。

奥村委員　　そうですね、これからの時代は、この100歳時代っていうように言われておりますけれども、どんどん100歳に至る人数がふえていくと思うんですね。その中で、どれだけのことが町として、この予算の中で、限られた予算の中でできるかっていうことを考えていったときに、具体的にこれからの、どれぐらい、こう、ふえていくであろうかという、その予測っていうのを立てていっていただいて、またそれを検討事項にしていただいたらよかったのかなと思うんですけど。

委員長　　濱委員。

濱委員　　30年度からではないかもしれないということですがけれども、先ほどおっしゃったように、10万円が約半分ぐらいっていうことで、これは、予算のほうをふやせば、倍にすればこの10万円は続けられるんだと思うので、その辺っていうのは、どちらがいいとも言えないんですけども、これ、30年度から急いで実施するということになったら、木澤議員言うたから半分になったって言う人が出てくるかも。それはそれでね、何かひとつ、たくさんの方にお渡しできるようになるけども、実際にもらうと、あんな質問するから5万円になったじゃないかっていう、それはそれで。

10万円がね、妥当かどうかというのは、ここの表を見るとね、カタログギフトだったりとかね、もっと金額的には、記念品だったりとかいうことになっているのでね、これが妥当かどうかっていうのはまた違うところで論議しなくちゃいけないかもしれないですけども、お祝いっていうことで続けてこられたことがね、ほかの方にもね、皆さん同じようにお祝いできたらいいなと思いますのでね、慎重に進めていただきました

い。

健康福祉  
部長 先ほど、人数の関係ですね、委員のほうから今後の人数の予想ということでご質問があったんですけども、今ちょっと数字的に持っておりますので、現時点での状況についてなんですけども、平成30年度では、その対象者は3名いらっしゃいます。町の考えている案ですね、改正する案、奈良市の方法であれば、3名。それで、平成31年度では12名、32年度では18名、33年度では28名、34年度では29名と、現段階ではそのようになっております。以上です。

委員長 中川委員。

中川委員 今までどおりやったら、何名やの。

健康福祉  
部長 今までのとおりでしたら、今現在、30年度のほうは、全員施設のほうに入ってはりますので、0に。31年度は6名、32年度は12名、33年度は20名、34年度は20名と、現段階では。今後の、せやから入所状況にも変わりますけども。

委員長 平川委員。

平川委員 町の考えている案でっていう人数っておっしゃったんですけど、町の考えている案とか、ちょっと私が聞き漏らしたのかもしれないんですけど、もう一度、お願いします。

健康福祉  
部長 先ほどちょっと説明の方さしあげたんですけども、介護保険法に規定する住所地特例の適用をしている方ですね。つまり、斑鳩町のほうから大阪の施設のほうに入られましたよ、でも、介護給付については斑鳩町のほうから支給をしている方、斑鳩町が面倒見ている方については対象とするということです。

委員長 ほかにございませんか。 伴議長。

議長 今の話ですねんけど、やっぱり、いついつごろに改正っていうようなことはやっぱり必要かなと、そういうふうに思っているというようなことは必要かなと。検討しているということもある。相談はやっぱりしていただいいていただくというのはええことですねんけど、大体これぐらいで考えて、それでまた意見をまとめて、これぐらいにしようと思っっているというところちょっとまた今後考えていただいいていただいかなあかんの違うかなと思います。

委員長 また厚生常任委員会の意見も踏まえて、また検討していただいいていただいいていうふうによ望させたいです。

ほかに理事者側から報告しておくことはございませんか。

( な し )

委員長 ないようですので、これをもって、各課報告事項については終わります。

続きまして、3. その他について、各委員から質疑、ご意見があれば、お受けをいたします。ございませんか。

( な し )

委員長 ないようですので、これをもって、その他については終わります。

以上をもちまして、本日の審査案件につきましては全て終了いたしました。

なお、本日の委員会報告のまとめにつきましては正副委員長にご一任していただいいていただいいてと思っますが、ご異議ございませんか。

( 異議なし )

委員長

ありがとうございます。異議なしと認めます。

それでは、閉会に当たり、町長のご挨拶をお受けいたします。

中西町長。

町 長

( 町長挨拶 )

委員長

これをもちまして、厚生常任委員会を閉会いたします。

お疲れさまでした。

(午前11時55分 閉会)